

令和8年上尾市議会3月定例会 資料

(教育関連部分抜粋)

目 次

●採択された請願	1
●市政に対する一般質問	3

請 願 書

請 願 番 号	第 1 2 号	受 理 年 月 日	令 和 8 年 2 月 1 6 日
請 願 者	住 所 ○○○○○○○○○○○ 代 表 者 ○○ ○○		
紹 介 議 員	井 上 茂		
付 託 委 員 会	文 教 経 済 常 任 委 員 会	結 果	採 択

1 件 名 1号重大事態に係る並行調査の実施に関する請願

2 要 旨 先般報道された、令和6年度に上尾市で発生したいじめ重大事態について、上尾市教育委員会職員による調査が行われたが、調査方法・調査体制・調査内容が文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂版)」の趣旨に沿ったものとは言い難く、「調査報告書案」のまま1年以上が経過しているため、ガイドラインに基づき、市長部局による並行調査の実施を要望する。また、学校及び教育委員会の対応経緯が報告書案に欠け、開示請求等で得た公文書の記録内容と報告書案の記載に齟齬が確認されることから、市長部局で客観的に検証し、今後の上尾市の重大事態調査において、調査主体の是正を求める。

3 理 由 以下の理由により、市長部局による並行調査の実施を要望する。

(1) ガイドラインでは、関係児童及び保護者に重大事態の調査と説明した上で、聴取等を行うことが想定されているが、本件では「学級のいじめ調査」として通知され、学校生活上の不安等を中心の聴取となり、被害児童本人の聴取が約4分なのは、重大事態として十分な事実確認が行われたとは言い難い。

(2) 調査報告書案には、調査委員会の構成員としてSSW等が記載されているが、協議・検証・報告書作成に関与しておらず、ガイドラインで求める専門家の参画が実質的に行われていないため、第三者性・専門性の確保が担保されていない。また、構成員名簿に記載のない職員が報告書案の起案から作成までを行った旨の説明もあり、調査主体と責任の所在が不明確で、公平性・中立性に問題がある。

(3) 開示請求等により取得した警察資料には、傷害触法事案として対応した旨の記録が確認できるが、学校及び教育委員会の記録には、傷害に関する記録が確認できず、事実認定の前

提が一致していない。また、学校が当事者間の書面を仲介した際、加害者側が作成した書面が、被害者側には内容が異なる形で渡された経緯が報告書案に反映しておらず、事実経過が明らかにされていないことは、ガイドラインの「学校の設置者及び学校は、たとえ不都合であっても、全てを明らかにすること」という趣旨が十分に満たされていない。

- (4) 報告書案に記載されている被害内容は、調査開始前の段階で教育委員会が抽出・整理した内容であり、被害児童の聴取結果欄は存在しない。また、児童の聴取結果については、教職員の聴取内容と混在して記載されている旨の説明もあり、調査結果として扱うことは困難である。
- (5) 調査の信頼性が担保されないまま結論が固定する危惧があり、再発防止の実効性が担保できず、上尾市民の信頼回復も困難となるため、市長部局による並行調査を要望する。

以下、文部科学省ガイドラインから引用する。

「従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。」

また、今後の上尾市の重大事態調査において、調査主体の是正を求める。

上尾市では「上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」において、学校設置者による重大事態調査は第三者委員会によることが定められており、ガイドラインよりも第三者性が厳格に位置付けられているため。

本請願は、教育行政を非難することを目的とするものではなく、上尾市におけるいじめ重大事態対応が適正に機能し、再発防止と信頼回復につながることを求めるものである。

市長部局による並行調査は、行政の透明性と客観性を確保するための実務的な措置であり、結果として市政への信頼確保にも資する。

何より、被害児童が安心して学べる教育環境を早期に回復させることは、法及び条例が求める自治体・議会の重大な責務である。

以上の趣旨から、本請願の採択を要望する。

市政に対する一般質問

〔令和8年3月9日月曜日〕

- ◎前島 るり 議員 5
・性教育と、若者と連携したプレコンセプションケア
- ◎新道 龍一 議員 5
・上平地区の諸問題について
- ◎小高 進 議員 6
・いじめのない社会を作るためには
・公共施設予約システムについて
- ◎坂東 知子 議員 8
・いじめ重大事態について

〔令和8年3月10日(火曜日)〕

- ◎稲村 久美子 議員 10
・給食室について
・自主防災および救助等について
- ◎島津 秋男 議員 11
・公共施設の樹木管理について
- ◎金澤 祥子 議員 12
・これまでの一般質問を踏まえた市政課題の進捗状況について
- ◎井上 智則 議員 13
・アーバンスポーツやeスポーツへの取り組みについて
・地産地消の推進への取り組み

〔令和8年3月11日(水曜日)〕

- ◎黒須 喜美雄 議員 15
・スポーツ健康都市の推進について
・児童の安全な登下校について
- ◎井上 淳子 議員 18
・水泳授業の今後は

◎荒川 昌佑 議員 20
・市内の桜について

◎樋口 敦 議員 20
・校内教育支援ルーム(SSR)について
・スポーツ環境について

[令和8年3月12日(木曜日)]

◎井上 茂 議員 25
・水上公園について

◎矢口 豊人 議員 26
・子育て・教育施策について

◎轟 信一 議員 27
・道路の渋滞緩和と安全対策を

[令和8年3月16日(月曜日)]

◎平田 通子 議員 27
・令和8年度予算について
・緊急避妊薬について
・不登校といじめ対策について

◎秋山 かほる 議員 29
・多文化共生社会のために

◎大室 尚 議員 29
・循環型社会形成の推進について
・公共施設の防災について
・地元懸案事項について

〔令和8年3月9日(月曜日)〕

◎前島 るり 議員

・性教育と、若者と連携したプレコンセプションケア

●教育の現場では、これら現状に即した教育が行われているのか

○学校教育部長 教育委員会では、近年の非行の低年齢化や性犯罪・児童ポルノ被害の増加の背景には、ネット社会における情報の氾濫といった社会情勢も介在することから、児童生徒の発達段階に応じた性教育と併せてデジタル・シティズンシップ教育も推進しております。

●市内小中学校では、産婦人科医や助産師などの外部講師による出張講座を実施されていると聞いている。その目的や内容について。また令和7年度の実績について

○学校教育部長 小中学校へ産婦人科医や助産師を講師とお招きする学校出張の講座は、人権男女共同参画推進センターの協力により、児童生徒が生涯にわたって活用できる正しい性の知識を習得することを目的に実施しております。講座の主な内容といたしましては、小学校では、命の大切さや性の多様性について、中学校では、妊娠・避妊や性感染症、異性とのコミュニケーションスキルやデートDVが起きる背景などを学んでおります。

今年度は、小学校10校、中学校11校で実施することとしております。

●講座に対する児童生徒の感想など

○学校教育部長 本講座に対する児童生徒の感想といたしましては、「体が大きくなるにつれて、どんな変化があるのか分かった。」「自分の体は自分で守れるように、自分の気持ちを伝えられるようにしたい。」「正しい知識を持って性と関わっていきたい。」といったものでございました。

●今後の方向性

○学校教育部長 今後の方向性につきましては、児童生徒が性に関する多様な情報に対して、正しい知識を基に適切な判断と行動ができる力を育むことが重要であると認識しております。そのため、社会の変化やデジタル環境の進展に即した教材の活用や指導方法の工夫を進めるとともに、国が推進する「生命安全教育」の趣旨を踏まえた体系的な教育の充実を図ってまいります。

◎新道 龍一 議員

・上平地区の諸問題について

●上平中学校第二グラウンドが使用されなくなるのはいつか。

○教育総務部長 議員ご承知のとおり、現在、上平中学校の南側の拡張用用地の取得を進めております。

用地取得後は、速やかに、新しいグラウンドの整備に着手し、令和9年度中には使用開始する予定としております。

したがって、南側の用地をグラウンドとして使用開始することとなった後には、第二グラウンドの使用は、終了となる予定でございます。

◎小高 進 議員

・いじめのない社会を作るためには

●いじめ問題をどのような人権問題として位置付け、どのような認識で取り組んでいるのか

○学校教育部長 いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであると受け止めております。

教育委員会といたしましては、「いじめは決して許されないことである」とともに、「いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうるものである」との認識に立ち、「いじめ見逃しゼロ」及び「早期発見・早期解消」の取組を行っております。

●いじめ認知件数の過去3年間の推移と、その分析、初期兆候の把握について、どのような仕組みで情報を収集・連携しているのか

○学校教育部長 市内小・中学校における過去3年間のいじめの認知件数につきましては、令和4年度839件、令和5年度1,000件、令和6年度919件でございます。

いじめの認知件数が増加していることにつきましては、各学校においていじめを見逃さないために、いじめの定義に従って、いじめと疑われる事案の積極的な認知を行っている結果であると認識しております。

いじめの初期兆候につきましては、児童生徒との面談や毎月の学校の生活アンケートの実施等により把握しております。これらを通していじめ見逃しゼロを念頭に、教職員のいじめに対する感度を高め、積極的に認知していけるようにするとともに、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、早期に発見できるようにしているところでございます。

●SNS相談、オンライン相談、匿名相談など、相談の多様化・ハードルを下げる取組についての現状と今後の検討状況について

○学校教育部長 相談窓口の現状といたしましては、埼玉県教育委員会が開設しているLINEを活用したSNS相談窓口をはじめ、電話やメール、チャット等の相談窓口がございます。

また、教育センターでは、いじめ相談専用の「子どもいじめほっとライン」と「子どもいじめほっとメール」を開設し、いじめに関する相談を受け付けております。

これらの相談窓口につきましては、学校や市ホームページにおいて、案内を掲載するほか、児童生徒に貸与している1人1台端末のトップ画面に、相談先一覧につながるアイコンを搭載し、安心して相談できる環境の整備に努めているところでございます。

●教職員には多くの負担が集中し、業務過多による見落としや対応の遅れが生じる懸念がありますが、いじめが発見された場合、教職員はどのように対応されるのか

○学校教育部長 いじめを発見した場合の教職員の対応につきましては、児童生徒からの訴えや、日常のささいな兆候を把握した際、直ちに学年等の関係教職員で情報を共有し複数で対応にあたっております。合わせて、管理職への報告を行い、迅速かつ組織的な対応を行っております。

また、教育委員会といたしましては、「生徒指導及び教育相談に係る研修動画」の活用をはじめ、いじめを考える授業研究協議会や生徒指導主任会議の開催等を通して、教職員がいじめを正しく認識し、適切にいじめに対応できる指導力の向上を図っております。

●本市におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置状況とその効果分析、さ

らに増員の必要性について認識

- 学校教育部長 スクールカウンセラーは埼玉県より全小・中学校に配置されており、配置状況につきましては、小学校は月1回、中学校は毎週あるいは隔週1回となっております。スクールカウンセラーによる令和6年度の相談対応件数につきましては、延べ3,115件でございます。児童生徒やその保護者の悩みに寄り添い相談をする他、教職員に向けたアセスメントの方法などの研修を実施しております。

スクールカウンセラーの増員につきましては、教育相談対応のニーズが高まってきており、学校からの要望もございますことから、教育委員会としては、さらなる充実を図ることができるよう、勤務日数を増やすことなどにつきまして県に要望してまいります。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、県費職員2名、市費職員6名が上尾市教育センターに配置され、学校からの依頼を受け、家庭に派遣し、訪問相談や関係機関につなぐアウトリーチ支援を行っております。スクールソーシャルワーカーによる令和6年度の対応事例につきましては30件ございまして、児童生徒を学校復帰に導いた事例や関係機関と連携をして支援ネットワークの構築を進めた事例などがございます。

スクールソーシャルワーカーの増員につきましては、派遣の状況や支援ニーズなどの現状を踏まえた上で、適正な配置について検討をしております。

●被害にあった児童生徒への支援について

- 学校教育部長 被害にあった児童生徒への支援につきましては、事案を把握後、直ちに被害児童生徒から丁寧に話を聞き、心情に寄り添いながらきめ細かな心のケアに努めております。

また、保護者に事案の内容を連絡するとともに、学校と家庭での様子や心配な点を共有しながら見守り支援を継続して、被害児童生徒を徹底的に守り、安心して学校生活を送れる体制を整えております。

●加害行為に至った児童生徒への支援・指導・関係機関との連携について、どのような方針で取り組んでいるのか

- 学校教育部長 加害行為に至った児童生徒への支援・指導・関係機関との連携につきましては、各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき対応をしております。

加害に至った児童生徒には、直ちにいじめをやめさせ、毅然とした態度で「いじめが許されないこと」を理解させるための指導を行っております。さらに、いじめを繰り返させないための継続的な支援に努めております。

また、事案の性質や緊急性に応じ、適宜、警察などの関係機関と連携して対応を行っております。

●教育委員会にて調査を行う組織を決定する場合、第三者委員会方式と教育委員会等方式があるが、どのような場合に第三者委員会方式になるのか。また、どのような方が調査委員会のメンバーとなるのか

- 学校教育部長 教育委員会にて調査を行う組織につきましては、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて、総合的に判断しております。

第三者委員会方式の委員につきましては、「上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」に示されているとおり、弁護士、医師、心理、福祉等に関し専門的知識を有する者、識見を有する者、その他教育委員会が必要と認める者となっております。

現在は、弁護士、医師、公認心理師、大学教授、人権擁護委員が委員となっております。

●いじめは学校の問題ではなく、社会の問題であります。地域とどのような連携をしているか

○学校教育部長 地域との連携につきましては、各学校では、現在、「学校運営協議会」を核とした、地域と連携した学校づくりを推進しております。

その中で、いじめの認知状況や学校の対応方針を共有し、地域の視点からの助言や協力を得る体制の構築を進めております。また、教職員の目が行き届きにくい登下校中や放課後、地域行事の際などにおける子供たちの様子を、学校応援団をはじめとする地域の方々に見守っていただくことで、いじめの早期発見や未然防止につなげております。

●いじめの防止対策の推進について、第三者による検証機能の強化について

○学校教育部長 いじめの防止対策の推進につきましては、現在、仲よく楽しい学校生活を送るための標語の募集や上尾市いじめ防止子供サミットの開催、スクールロイヤーの活用など、様々ないじめ防止対策を実施しておりますが、これらの取組につきましては、第三者の視点を取り入れながら評価、検証を行う体制が必要であると認識しております。

具体的には、上尾市いじめ問題調査委員会において、いじめ防止対策の取組状況について、委員である弁護士や医師、識見を有する方などから指導・助言をいただき、取組の見直し等を行うことで、より実効性のある体制づくりを進めてまいります。

●いじめのない社会に向けての認識

○教育長 いじめ問題への対応につきましては、本市教育行政の最重要かつ最優先の課題として認識しております。

「いじめは絶対に許さない」という強い信念のもと、すべての児童生徒が互いの違いを認め尊重し合い、未来への希望をもって学校生活を送ることができるよう、学校・家庭・地域が一体となったいじめ防止に向けた取組をより一層推進してまいります。

・公共施設予約システムについて

●公民館予約や使用料の支払いはどのように行われているのか

○教育総務部長 公民館の予約につきましては、「抽選予約」とその抽選後の先着順による「空き予約」の2つの方法があり、いずれも上尾市公共施設予約システムからの予約となります。

「抽選予約」は、利用日の2か月前の月の初日から14日までの間にお申込みをいただき、15日の抽選により予約が確定するもので、一方、「空き予約」は、抽選後に予約の無い部屋がある場合には、先着順で利用予約するものでございます。

この「空き予約」につきましては、利用日の4日前までは、公共施設予約システムで予約し、利用日の3日前から前日までは、窓口にて利用申請が可能です。

なお、使用料の支払いにつきましては、「抽選予約」の場合は、抽選を行った月の月末が、一方、「空き予約」の場合には、利用日の前日が、それぞれ納付期限となり、いずれの場合も、期限を過ぎた場合は、利用予約が取消しとなります。

●各公民館の稼働率を教えてください

○教育総務部長 各公民館における令和6年度の平均稼働率は、上尾公民館43.1%、平方公民館37.4%、原市公民館39.3%、大石公民館42.9%、上平公民館51.6%、大谷公民館36.6%でございます。

◎坂東 知子 議員

・いじめ重大事態について

●12月25日に上尾市いじめ問題再調査委員会の調査報告書についての全員協議会がありました

た。保護者からの所見では、要望として、当該職員の処分と教育長の処分を求められています。

関係職員への処分対応はいつ出るのか

- 学校教育部長 関係職員への処分等につきましては、調査報告書の内容や該当職員の聞き取り記録から精査しているところでございますが、現時点では難しいものと考えております。

●令和5年12月定例会において請願が出された事案として、全員協議会にて報告された。教育長の直接謝罪はしていないとの回答がありました。その後謝罪はされたのか

- 教育長 今回の調査報告書につきましては、事実関係を客観的に整理し、課題を明確に示していただいたものとして、大変重く受け止めております。
教育委員会といたしましては、指摘していただいた点について真摯に受け止め、再発防止策および組織としての改善にしっかりと取り組んでまいります。
また、直接の謝罪につきましては、当該生徒及び保護者のお気持ちを最優先にして進めているところでございますが、現時点では実施に至っておりません。引き続き調整を進めてまいります。

●教育委員会のトップである教育長を任命した市長にも責任はあると思いますが、調査報告や被害側の所見を受けて、市長から教育長や教育委員会に対して、再発防止も含め忠告などされたのか

- 市長 私から教育長に対しましては、調査報告書に記載された7項目の提言について、再発防止策の確実な実施をするよう令和7年10月に要請しました。
教育長からは12月に具体的な再発防止策についての報告を受けたところでございます。
また、令和8年1月に実施した総合教育会議におきましても、改めて教育委員会に対し、再発防止策を着実に進めるよう依頼したところでございます。

●現在継続中の「いじめ重大事態」の件数、現在の調査方法を教えてください。

- 学校教育部長 現在対応中のいじめ重大事態の件数につきましては、令和8年2月27日現在で、4件でございます。
その内、学校主体の調査が3件、学校の設置者主体の調査が1件となっております。

●調査方法は一度教育委員会が決定するものの、保護者等からの要望があれば、第三者委員会方式にも変更できるとらえられますが、見解を

- 学校教育部長 上尾市いじめ重大事態対応マニュアルのチェックリストにある「調査組織の構成に関する意向の確認」及び「調査方法や調査対象者についての確認」につきましては、重大事態調査の実施にあたり、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて総合的な判断を行うために実施するものでございます。
その上で、個別の重大事態の状況に応じて、上尾市いじめ問題調査委員会による第三者委員会方式、もしくは教育委員会等方式で調査を行うかの判断は、教育委員会が行うものと認識しております。

●このガイドラインで運用した場合、教育委員会の判断で第三者による調査を行わなかったとして、保護者の方から議会へと請願が出され、結果再調査をする、といったことにはならないのか

- 学校教育部長 令和6年8月に改訂された国の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」では、対象となる児童生徒や保護者等への調査実施前の事前説明について、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認すべき事項と、調査組織の構成や調査委員等、調査を行う体制が整った段階で説明すべき事項とに分け、2段階で行うことが望ましいとされています。

このような手順が求められる目的は、いじめを受けた児童生徒や保護者の訴えを踏まえ、総合的な判断を行うとともに、調査の目的や方法、見通し等について丁寧に説明し、共通理解を図ることにございます。

本市におきましても、「上尾市いじめ重大事態対応マニュアルの改訂」を、国のガイドラインの改訂に則って行っており、単に調査工程が増えたという認識ではございません。

なお、保護者の方から議会へ請願が提出され、その結果として再調査が行われるかどうかにつきましては、それぞれの事案において適切に対応すべきものと考えております。

●いじめが発生した、いじめ重大事態になった等の場合、その対応を含めて校長や教員等の評価が下がることはあるのか。また、校長先生、教員等の評価をするのは、誰なのか。実際に授業を受けている生徒や保護者からの評価もあるのか

○学校教育部長 教職員の評価は、県教育委員会が定めた人事評価システムに基づき、教育活動における様々な視点から総合的に人事評価として行っております。

そのため、いじめが発生した、いじめ重大事態になったことのみをもって処遇が変更されるということはありません。

また、人事評価における教員の最終評価者は校長、校長の最終評価者は教育長となっております。

なお、児童・生徒や保護者が教員に対して評価をする仕組みはございません。

〔令和8年3月10日(火曜日)〕

◎稲村 久美子 議員

・給食室について

●市内学校給食室における給水配管の老朽化状況やサビ発生原因について、どのように把握分析しているのか？

また、これまでどのような対応を行ってきたのか、見識を伺う。

○教育総務部長 今回の給食室の給水配管からのサビの発生後は、応急的な処置として、配管内を高圧力で砂を吹き付ける工法によって対処し、経過観察しておりましたが、2月に実施した調査により、埋設された鉄製の給湯管の経年劣化が原因と判明したところでございます。

●給食室の配管改修において給水配管を露出配管方式とすることについて、技術的・衛生的・費用の観点からどのように評価しているのか？

また、これまでに検討した事例があるのか、見識を伺う。

○教育総務部長 給水管の埋設は、多くの給食施設を建設した時代の主流であった「ウェットシステム」の名残で清掃しやすさを優先して給水管を埋設していたものでございますが、近年では、メンテナンス性を重視して、天井の露出配管などに改修する他の自治体の事例も見られております。

これらの工法は、施工のしやすさに加えて、コスト面、衛生面においても、現行の埋設する工法よりも、優位性があるものと捉えており、現在、春季休業中の改修工事に向けて、準備を進めております。

●学校給食室の水質にサビが発生している現状を踏まえ、子ども達が気持ち的にも安心して給食を食べられる環境確保するため、今後の施設改修計画や予算措置にどのように反映していく考

えなのか？

この問題に対する市長としての認識と今後の方針について、見解を伺いたい。

- 市長 学校給食における衛生管理は、安心安全な給食の提供を支える重要な基盤です。
そのため、給食施設は、耐用年数に捉われることなく、必要な改修を計画的に進めていきたいと考えております。
引き続き、児童生徒が、毎日、安心して給食を食べることができる環境の確保に努め、安全で質の高い給食の提供を図ってまいります。

・自主防災および救助等について

●小中学生に対する救命教育は、どのように行われているか

- 学校教育部長 小中学生に対する救命教育につきましては、小学校では5、6年生の保健や総合的な学習の時間などにおいて、安全教育の一環として「命の大切さ」「事故防止」「緊急時の対応」について学んでおります。
中学校では2年生の保健体育科において、応急手当や心肺蘇生法、AEDの使用などについて、実習を通して学んでおります。

●学校教育におけるAED・救命教育について、消防と教育委員会の連携状況はどのようになっているか

- 学校教育部長 学校における救命教育に係る、消防と教育委員会の連携状況につきましては、消防本部が実施している応急手当普及員講習会を、教職員を対象として毎年行っております。
また、救命入門コースを児童が受講し、基礎的知識や実技について学んでいる小学校がございます。

◎島津 秋男 議員

・公共施設の樹木管理について

●学校の樹木の点検・剪定・伐採の基準や頻度について

- 教育総務部長 小・中学校の樹木につきましては、令和7年3月に策定した「学校樹木管理指針」に基づき、令和7年度から専門業者による点検を計画的に実施しているほか、教職員の協力を得ながら、児童生徒の安全性を考慮した日常点検を実施し、伐採・剪定を行うなど、対応しております。

●危険木の把握方法や緊急対応の判断基準はどのようになっているのか

- 教育総務部長 危険木の把握やその判断につきましては、専門業者による定期点検のほか、教職員の協力を得ながら実施する日常点検、さらには、台風や大雪など緊急時の随時点検によって、危険樹木等を把握しております。
これらの点検によって、児童生徒の安全に支障があると判断した際には、カラーコーン等により危険樹木に近寄らないよう、安全を確保しているところでございます。

●落ち葉や害虫発生による近隣の影響は

- 教育総務部長 近隣にお住いの方々から、学校樹木の落ち葉や越境に関する相談、害虫に関する相談などをいただいております。その都度、学校と情報共有を図り、対応しております。

●害虫による樹木の被害の報告等はあるのか

○教育総務部長 学校樹木の害虫被害につきましては、様々報告は挙がっておりますが、最近では、特に「サクラの木」における被害が発生している状況でございます。

●特にクビアカツヤカミキリの被害の状況について

○教育総務部長 昨年11月、小・中学校に対して、「クビアカツヤカミキリ」の被害が疑われる樹木について、植栽業者及び職員にて調査を実施したところ、小学校3校、中学校3校の合計33本のサクラにおいて、「クビアカツヤカミキリ」による被害があったことを確認しております。

●対処の実施について

○教育総務部長 被害が確認された33本の樹木につきましては、令和7年度予算にて、樹木の伐採や樹木の幹に薬剤を注入する、いわゆる「樹幹注入」により対処することとしております。

なお、実施時期につきましては、薬剤の「樹幹注入」の効果が期待でき、樹木の活性が回復する、3月中旬を予定しております。

●今後のクビアカツヤカミキリの対策費はどうするのか

○教育総務部長 「クビアカツヤカミキリ」の被害による樹木伐採や樹幹注入等の対策費につきましては、令和8年度当初予算の学校樹木剪定等委託料に計上しており、適切に対応してまいります。

●今後の方針について

○教育長 学校の桜の木は、象徴的な樹木でございますので、大切に残していきたいと考えておりますが、被害を受けた桜の木は、樹幹注入による対応のほか、被害状況によっては、倒木の可能性もあることから、児童生徒の安全性を考慮して、伐採しなければならない場合も想定されます。

教育委員会といたしましては、児童生徒の安心安全を第一に考慮した上で、桜の木の適切な管理に努めてまいります。

◎金澤 祥子 議員

・これまでの一般質問を踏まえた市政課題の進捗状況について

●放課後子ども教室について、以前質問した際、拡充にあたり担い手確保が大きな課題とご答弁がありました。新たな放課後子ども教室のコーディネーターやサポーターなど、担い手の確保状況は現在どのような状態かを伺います。

○教育総務部長 放課後子ども教室実施校の拡大に当たりましては、事業全体をマネジメントする「コーディネーター」の育成や実際の現場において児童の安全を守り、教室運営を支援する「サポーター」を確保することが大きな課題でございました。

令和8年度からの運営体制は、4校における事業展開を統括する「統括コーディネーター」を中心に、各校の「コーディネーター」又は「リーダー」が直接運営を行い、それをサポートする各校6名の「サポーター」で組織し、兼務を含めて、合計30名程度の体制で、運営していく予定でございます。

令和8年度の実施に当たりましては、運営方法の工夫や職員の兼務などによって、実施が見通せている状況でございますが、さらなる拡大には、1校当たり7名以上の人員確保が必要な状況でございます。

「担い手の確保」という課題が残る状況の中ではございますが、地域の方々にもご協力をお願いしながら、人材の育成や学生などの新たな担い手の開拓も含めて、「こどもの居場所」の一つとしての「放課後子ども教室」の拡充に努めてまいります。

◎井上 智則 議員

・アーバンスポーツやeスポーツへの取り組みについて

●アーバンスポーツの競技人口や市民ニーズについて、どの程度把握していますか。

○教育総務部長 アーバンスポーツの具体的な競技人口は、把握しておりませんが、近年のオリンピックでの日本人選手の活躍もあり、若年層を中心に、新たなスポーツとして関心が高まっており、競技者や愛好者の裾野が広がっているものと考えられます。

また、市民ニーズにつきましては、現在進めている第3期上尾市スポーツ推進計画の策定に向けて実施した市民アンケートでは、「本市にアーバンスポーツをする環境が欲しい」または「どちらかといえば欲しい」と回答した割合は、18歳以上では約3割、小学生・中学生では約5割となっており、特に若い世代において高い関心が示されております。

●練習環境と安全確保について

○教育総務部長 現在、市内の公共施設では、上平公園と市民体育館などに、屋外バスケットボール用のゴールを設置しておりますが、アーバンスポーツを専用とする施設はございません。

アーバンスポーツは、誰もが気軽に楽しむことができる一方で、利用者本人だけでなく、周囲の通行者等に対しても怪我や事故に繋がるリスクが高い種目でもあることから、安全対策やルールの遵守について、利用者をはじめ、市民の皆さまの理解を得ていくことが重要であると考えております。

なお、現在、屋外バスケットボール用のゴールを設置している市民体育館におきましては、騒音への配慮として、利用時間の制限を設けるとともに、周囲の通行者との接触を防止するため、防球ネットを設置するなど、近隣住民や周辺環境に配慮した利用について、案内を行い、安全確保などに努めているところでございます。

●アーバンスポーツを気軽にできる施設について

○教育総務部長 市内でアーバンスポーツができる場所といたしましては、埼玉県が所管する旧さいたま水上公園の第2駐車場において、県立武道館や埼玉アイスアリーナ等で大型イベントの開催がなく、駐車需要が少ない日に限り、本来の目的ではありませんが、時間帯などのルールを設けた上で、スケートボード等の実施場所として利用開放していると伺っております。

上尾市所管の施設といたしましては、既存の公共施設等を活用することにより、比較的容易かつ早期にアーバンスポーツに親しめる環境整備を進められることから、市民ニーズを踏まえ、今後、既存公共施設等の活用について検討してまいります。

●イベント開催・体験会による認知度向上の取り組みについて

○教育総務部長 本市において、アーバンスポーツに関する大会の開催実績はございませんが、スポーツイベントを通じて、幅広い世代の方々に競技の魅力や楽しさを知っていただく機会を提供しております。

具体的には、本市や本市スポーツ協会が主体となり、市民体育祭におけるボルダリング体験や、市内の3人制プロバスケットボールチームによる3×3バスケットボール体験会などを開催してまいりました。

これらの体験会では、子どもたちがプロ選手のプレーを間近で見たり、直接指導を受けたりすることができ、アーバンスポーツの魅力を体感できる貴重な機会であったと認識しております。

●ルールやマナーの周知と地域理解の促進について

- 教育総務部長 アーバンスポーツは、気軽に楽しめるという魅力がある一方で、スケートボード等の滑走音や音楽を拡声して流すなどの騒音トラブルや周囲の通行者との接触といった安全面への配慮など、課題も併せ持っているものと認識しております。
- 今後、アーバンスポーツの普及には、ルールやマナーの遵守とともに、近隣住民の理解を得ながら、地域と共存していくことが重要であると考えております。

●今後の方向性・取り組みについて

- 教育総務部長 現在、策定を進めている第3期上尾市スポーツ推進計画では、「誰もがスポーツを楽しめる環境の充実」を基本目標の1つに掲げ、アーバンスポーツ等に親しめる施設整備に取り組むこととしております。
- まずは、既存の公共施設を活用した施設整備を検討することが基本となるものと考えております。
- なお、本市の公園整備を担当する都市整備部においては、戸崎公園北側の未利用地について、基本計画の中で、スケートボードや3×3バスケットボールができるアーバンスポーツエリアを含む、多目的な公園として整備を進める予定となっております。
- また、埼玉県が進めるスポーツ科学拠点施設整備を核とした、上尾運動公園の再編整備においても、屋内25mプール等の施設整備に加え、スケートボードなどのアーバンスポーツ施設の整備について、埼玉県に要望しているところでございます。
- 今後も、安全面や周辺環境に十分配慮しながら、幅広い世代が気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

●上尾市でのe-スポーツの位置付けについて

- 教育総務部長 e-スポーツは、コンピュータゲームやビデオゲームを使用し、対戦をスポーツ競技として捉え行うもので、注目度の高い分野として世界的にも盛り上がりを見せております。
- 本市におきましては、これまでe-スポーツ開催の実績はございませんが、令和6年6月に開催しました上尾DEからだ元気フェスタにおきまして、コンピュータゲーム機を活用したシルバーゲームスポーツ対戦会を実施いたしました。

・地産地消の推進への取り組み

●学校給食における地元農産物の位置づけ(優先順位など)について

- 学校教育部長 地元農産物につきましては、「第3次上尾市食育推進計画」において、小中学校の食育を推進する取り組みの1つとして「給食に導入すること」と位置付けられております。これを受け学校では、地元農産物を積極的に給食に取り入れ、食育の生きた教材とすることや、食文化への理解を深めることなどに活用しているところでございます。

●学校給食で地元農産物を使用する際の課題について

- 学校教育部長 学校給食で地元農産物の使用する際の課題につきましては、地元の生産者が少ないことで、まとまった量を確保することが難しいことや、配送時間の制限もあるため、市内全校をカバーすることが難しいこと、などがございます。

●学校給食での地元農産物の活用事例について

- 学校教育部長 学校給食における地元農産物の活用事例につきましては、食材として、米、玉ねぎ、じゃがいも、トマトなどを使用している他、パウダー状に加工された小松菜や枝豆、茶葉などを、揚げパンやすいとんに使い、「アッピー」の名前を付けたメニューとして提供している例がございます。

●学校給食における規格外野菜の活用について

- 学校教育部長 学校給食における規格外野菜につきましては、現在の調理体制・調理機器では、形状が不揃いなため、洗浄や皮むき、カット作業など、調理の作業負担が、かえって増えてしまい、限られた時間で調理を終えることが難しいことから、積極的な使用は控えているところでございます。

●児童生徒に向けた授業等での上尾市の農業、農産物に関する取り組み事例

- 学校教育部長 児童生徒に向けた授業等での上尾市の農業、農産物に関する学校での取り組みといたしましては、小学校3年生の社会科の授業において、上尾の農業について学習するほか、食育の授業の中で、給食で使用している地元農産物や生産者を紹介し、給食が、多くの人々の努力によって支えられていることについて理解を深める取り組みをしている学校がございます。

[令和8年3月11日(水曜日)]

◎黒須 喜美雄 議員

・スポーツ健康都市の推進について

●スポーツ健康都市宣言の内容や意義を市民にどのように周知しているのか、持続的な浸透策としてどのような取り組みを行っているのか

- 教育総務部長 上尾市スポーツ健康都市宣言の周知につきましては、市役所本庁舎前など、市内4か所に設置した宣言都市の銘板をはじめ、市ホームページや広報あげお、各種スポーツ体験会など、さまざまな機会を通じて、周知に努めております。
また、宣言後に事業化した「あげおdeからだ元気フェスタ」や「スポ健Day」では、子どもから高齢者まで、誰もが気軽にスポーツに親しんでいただき、日常的に身体を動かす楽しさを知ってもらう機会を継続的に実施しているところでございます。

●スポーツ健康都市宣言に対する市民の認知度や反応について、アンケート調査などを実施していれば、その最新の結果

- 教育総務部長 本宣言に特化したアンケート調査は、実施しておりませんが、現在、策定を進めている「第3期上尾市スポーツ推進計画」の策定に向けて実施した市民アンケートでは、「心身ともに健康で元気に過ごすために、運動やスポーツは必要だ」と思う市民は92.9%にも上っております。
また、「あげおdeからだ元気フェスタ」の参加者アンケートでは、「自分の健康状態を意識する良い機会となった」、「また参加したい」、「子どもたちがスポーツに触れる機会を増やして欲しい」といった前向きな意見を多くいただいております。

●現在、市内にあるスポーツ施設について、県有施設も含め、上尾地区、平方地区、原市地区など、地域ごとにどのような状況になっているか。施設数や面積など、地域格差の有無を含め具体的にお示ください。

- 教育総務部長 スポーツができる公共施設の状況でございますが、上尾地区には、上尾運動公園、スポーツ総合センター、リプロ武道館、埼玉アイスアリーナの4つの県有施設がございます。
平方地区には、平方スポーツ広場と平方野球場、原市地区には、瓦葺ふれあい広場、大石地区には、浅間台大公園、小泉氷川山公園、中分スポーツ公園、上平地区には、上平公園、ライフコミュニケーション上尾サッカーグラウンド、平塚公園、大谷地区には、市民体育館と戸崎公園がございます。

地区によっては、施設の数や規模に差があるのが実情でございます。

●原市地区などは、既存施設の少なさから地域住民のスポーツ機会が限定的となっている。市はこの地域格差をどのように認識し、今後の整備や計画において、地域間のバランスをどう加味していく考えなのか。

- 教育総務部長 施設配置の地域差を早急に解消することは難しいと考えますが、各地区の拠点である公民館の体育室等の活用や学校施設開放利用の充実を図り、居住地域にかかわらず、スポーツに親しむ機会を提供することができるよう努めてまいります。

●県内、あるいは全国的に見て、本市のスポーツ施設の充実度はどの程度の立ち位置にあると認識しているか。また、これらの「誇れる施設」をよりPRして市の価値を高めることに活用できないか伺います。

- 教育総務部長 本市には、上尾運動公園陸上競技場をはじめ、リプロ武道館、埼玉アイスアリーナ、UDトラック上尾スタジアムなど、県内でも有数の機能を備えた施設が揃い、充実度の高い環境にあるものと認識しております。
- このような施設は、市民の利用に留まらず、市外からの来訪者を呼び込むための交流資源でもありと考えており、大規模な大会やトップアスリートによるイベントの開催などを通じて、スポーツをきっかけとした賑わいづくりやシティプロモーションの推進にも繋がるものと考えております。
- 今後は、関係機関との連携を深めながら、これらの施設の効果的な活用について、調査・研究を図ってまいります。

●本市の保有するスポーツ施設と市内に拠点を置くプロスポーツチームとの連携によって生み出される経済的効果について、市はどのように分析し、今後の施策に繋げようとしているのか。また、こうした活動を通じて、市民が自分の街を誇りに思う「シビックプライド」をどのように醸成していくのか、具体的な展望をお聞かせください。

- 教育総務部長 本市のスポーツ施設と、市内に拠点を置くプロスポーツチームとの連携により、ホームゲームやイベント開催時における来訪者の飲食、物販、宿泊などは、地域経済に一定の効果をもたらしているものと考えております。
- 今後は、関係部署や市内企業と連携し、地域経済の活性化に繋がるような取組についても調査・研究に努めてまいります。
- また、プロスポーツチームとの連携により、市民がトップレベルの競技を身近に感じられる機会を創出することで、地元を誇りを持てる環境づくりを進めてまいります。

・児童の安全な登下校について

●小学校において、登校班の編成や見守り活動など、登下校における環境整備活動をどの程度、学校以外の団体をお願いしている実態があるか。また、その負担と現状を、どの程度把握していますか。

- 学校教育部長 小学校における通学路の安全確保につきましては、登校班編成や旗振りなどの見守り活動を、保護者や地域の皆さまにご協力をいただいております。
- 現状として、地域や活動内容によって、参加回数など負担の偏りが生じている現状があると認識しております。

●本市としては、学校の「安全配慮義務」の範囲に登下校中が含まれる、あるいは何らかの関与をすべきとの認識があるか、責任の所在についての見解を伺います。

- 学校教育部長 登下校における児童の安全確保につきましては、学校保健安全法に基づき、学校は、通学路の危険箇所の共有や安全指導など一定の関与を行う必要があると認識しております。

また教育委員会は、コミュニティ・スクールなどの学校と地域の連携・協働の仕組みも活用し、庁内関係部署と協力しながら、地域ぐるみによる交通安全の取組を進めていく必要があると考えております。

●市としては登校班の必要性はどのように考えているのでしょうか。また、登校班の編成は誰が主体となって行うべきものと考えていますか。

- 学校教育部長 登校班につきましては、法的に定められたものではありませんが、地域の共助の取組として、児童が安全に登校する有効な手段の一つであると認識しております。

編成作業につきましては、地域の実情や児童数・通学距離等は保護者が最もよく把握していることから、保護者を中心に担っていただくことが適切と考えております。

●本来は公的な側面が強いはずの登校支援が、なぜ本市において「PTA」という外部団体に依存する形で行われるようになったのでしょうか。その歴史的経緯と、時代がこれだけ変化した今もお、この体制が継続されていることに対する市の見解を伺います。

- 学校教育部長 本市における経緯の詳細は定かではありませんが、一般的には、車社会が到来した1960年代以降、交通事故が多発化する中で、集団登校が実施され、登校班を編成するようになったと考えられます。

その際、PTAや子ども会に、その役割を担っていただいたものの、近年は少子化や働き方の多様化が進み、従来の体制では継続が困難になってきていると認識しております。

●もし本市でPTAという担い手が無くなった場合、登校班は消滅するのでしょうか。その際、児童の安全確保や登校手段を誰が、どのように継続していく計画か、行政としての具体的な計画があればお聞かせください。

- 学校教育部長 市内においては、PTA解散後も保護者が主体となって登校班編成を継続している事例があり、PTAという組織がなくなった場合でも、保護者が担い手となる形での継続は可能と認識しております。

一方で、今後、担い手不足が進行する懸念があると認識していることから、通学路の安全点検の継続、地域の見守り活動との連携、庁内関係部署や警察等との協力体制の整備を進めていくことを検討しております。

●市は現在、通学路の危険箇所をどのような手法で、どの程度の頻度で調査していますか。

- 学校教育部長 通学路の危険箇所につきましては、毎年のPTAや教職員による点検に基づき、要望を受けた箇所について庁内関係部署と調整しながら改善を図っております。

また、地域から寄せられる情報についても、随時対応しております。

●市は市内全域において、どの程度、保護者の負担実態を具体的に把握されていますでしょうか。

- 学校教育部長 保護者の皆様にご協力いただいている旗振り当番につきましては、児童の安全確保に重要な役割を果たしておりますが、共働き世代の増加などにより保護者負担が大きくなっていると承知しております。

今後は、各学校の実態を含めた調査を進めてまいります。

●市が主体となり、シルバー人材センターの活用や民間委託を視野に、運営上必要な「予算」として確保し、見守りを制度化すべきと考えますが、見解を伺います。

- 学校教育部長 保護者・地域の皆様による見守り活動につきましては、担い手が不足してきており、従来の形では持続が難しくなっていると認識しております。

教育委員会といたしましては、児童の通学の安全性を第一に考えながら、適切な方法について調査研究してまいります。

●最新のテクノロジーで補完するという視点も不可欠です。具体的には、児童へのGPS端末の貸与や購入の補助、通学路の危険箇所と児童の現在地をリアルタイムに把握できる「デジタルマップ」の構築、校門通過時に保護者へ通知が飛ぶシステムの全校導入などが考えられます。こうしたデジタル技術を駆使し、保護者の精神的・肉体的負担を劇的に軽減すべきと考えますが。

○学校教育部長 ICTを活用した登下校支援につきましては、保護者負担の軽減と児童の安全向上の両面から有効な手段になりうるものと認識しております。

導入に際しては、費用負担、個人情報保護、全校導入の可否などが課題になると考えられることから、他自治体の導入事例も参考にしながら、調査研究してまいります。

●予算を投じて「プロの業務」へとシフトしていく時期ではないでしょうか。PTAの変容に合わせ、行政が責任を持って「持続可能な登下校環境の整備体制」を劇的に再構築していく決意は。

○教育長 登下校における児童の安全確保につきましては、これまでPTAや地域の皆様に多大な貢献をいただいていたと考えております。

しかしながら、PTAの解散など学校を取り巻く環境の変化に対応する必要があると認識していることから、今後は、時代の変化に対応するため、どのような方法が本市に適しているか、検討していく必要があると考えております。

◎井上 淳子 議員

・水泳授業の今後は

●民間スイミングスクールを利用した水泳授業の来年度以降の予定を伺う

○教育総務部長 令和8年度は、これまでの5か所から、新たに1か所を加えた、6か所の民間スイミングスクールにおいて、12校から15校に拡大しての実施を予定しております。

●今後の受け入れ校数の拡大や新たな民間事業者の確保についてどのように考えているのか伺う

○教育総務部長 今後の事業展開に向けて、令和8年度委託予定の民間スイミングスクール6者に対して意見聴取を行ったところ、受入れ可能な学校数は現時点で16校程度との回答を得たところでございます。

なお、17校は民間プールでは対応できないことが想定されておりますので、学校間の共有プールの整備・運用などにより民間事業者の確保を進めてまいりたいと考えております。

●公営プールわくわくランドの受け入れ可能人数が35人とされているが、それでも基本方針の一つとして位置づけられている理由と、今後の活用の見通しを伺う

○教育総務部長 健康プラザわくわくランドの活用につきましては、既存施設を有効活用するという観点から、近隣に位置する、平方小学校や平方北小学校における活用を検討しております。

なお、本施設の活用については、西貝塚環境センター稼働停止後における本施設の在り方を検討している段階であるため、今後の施設運営に関する方針等に注視しながら、学校の水泳授業での活用について、引き続き、所管部署と調整を図ってまいります。

●学校間共有プールを東西2か所、西側は、令和12年度、東側は、令和16年度に整備するとされている、それまでの間、各学校の水泳授業は、どのように確保していくのか伺う

○教育総務部長 民間プール等で水泳授業を実施する学校との公平性に鑑み、すべての児童生徒が安全で効果的な水泳指導を受けられる体制の確保に向け、インストラクターの学校派遣について調整してまいります。

●共有プールでは、1回150人、1日3回、週4日、年間24週の運用とされているが、この運用で

対象となる学校すべての児童生徒の学習指導要領に基づく授業時間を確保できるか、シミュレーションしたのか伺う

- 教育総務部長 現在の民間スイミングスクールにおける水泳授業の状況等も踏まえ検証した結果、1施設あたり、7校から10校程度の実施が可能なものと判断しております。

●共有プール利用の際の移動手段は、どのように考えているのか。市がバスを用意するのか。移動手段の試算をしているのか伺う

- 教育総務部長 学校間の共有プールにおきましては、指定管理者制度を導入するなど、民間活用による施設の維持管理、運営を検討しており、バスによる移動についても委託費の中で試算しております。

●移動時の引率と授業の指導体制は、どのように考えているのか

- 教育総務部長 現在の民間スイミングスクールを活用した水泳授業における児童生徒の引率につきましては、教員に加え、アッピースマイルサポーター等の支援員が引率に当たっており、また、指導体制は、教員とインストラクターが共に指導に当たること、児童生徒の泳力別のグループ指導や個々の実態に応じた指導も行いやすい環境を整えて実施しております。

今後の学校間の共有プールでの水泳授業につきましても、現在の民間スイミングスクールと同等の体制を想定しております。

●共有プールは、室内温水プールとされているが、維持管理費、水道光熱費、修繕費はどの程度を見込んでいるか

- 教育総務部長 維持管理費、光熱水費、修繕費に関しましては、他市の事例を参考に算出し、1施設当たり年間で、約4,800万円程度と試算しております。

●共有プールは、小学校と中学校で水深を変える必要があるが、水深調整や安全管理はどのようにおこなわれるのか、教職員の負担が生じないのか伺う

- 教育総務部長 民間プール事業者への意見聴取を踏まえ、プールの水深調整については、多くの民間プールで導入されている、水中に設置して水深調整するプールフロア台の活用を予定しております。

学校間で共有するプールの活用、運用に関しては、インストラクター等による専門的な水泳指導や監視員の配置など、より安全に配慮した水泳授業の実施を図ってまいります。

また、教職員の負担軽減等も考慮し、民間活用による施設の維持管理、運営など、適切な整備手法を検討してまいります。

●インストラクター派遣と授業の在り方について、インストラクターと担任との役割分担はどのようにするのか伺う。またインストラクターの学校派遣に係る費用は

- 教育総務部長 これまでの民間スイミングスクールを活用した水泳授業と同様に、評価は教員が行ってまいります。水泳指導等においては、教員とインストラクターが共に指導に当たること、指導の充実や、より安全面に配慮した水泳授業を図ってまいります。

なお、インストラクターの学校派遣に係る費用といたしましては、児童生徒数にもよりますが、1校あたり、420万円程度と試算しております。

●共有プールの市民開放と管理運営について共有プールは市民開放を検討し、プール施設の管理運営を民間委託することを想定しているとのこと。開放時間帯の管理や監視、安全確保を誰が担うのが重要な課題になると考えます。共有プールの管理運営について、市としてどのような体制を想定しているのか、基本的な考えを伺う。

○教育総務部長 学校間の共有プールの活用、運用につきましては、インストラクター等による専門的な水泳指導や監視員の配置など、より安全で質の高い水泳授業の実施に加え、施設の有効利用や水泳授業で利用しない時間帯における市民開放も考慮し、民間活用による施設の維持管理、運営なども含めた適切な整備手法を検討してまいります。

●委託費が非常に重いと感じるが、水泳授業の意義をどのように考えて今回の実施計画になったのか

○教育長 水泳運動は、身体の調和的な運動であり、児童及び生徒の運動能力の向上、心身の健やかな成長や健康維持につながるものでございます。

また、児童生徒が水の中で運動する経験を通して水に慣れ親しみ、身を守る方法や知識を身に付けることは、水難事故防止の観点からも大変意義のあることでございます。

教育委員会といたしましては、こうした意義を踏まえ、全ての小・中学校において質の高い水泳授業を実施できるよう体制を整備してまいりたいと考えております。

◎荒川 昌佑 議員

・市内の桜について

●学校の樹木の管理体制の整備について

○教育総務部長 小・中学校の樹木の管理体制につきましては、学校毎の樹木データを整理した管理台帳を令和6年度に作成し、令和7年3月に「学校樹木管理指針」を策定したところでございます。

そして、現在は、この指針に基づき、専門業者による定期点検を実施するとともに、教職員の協力を得ながら、日常点検を実施するなど、適切な管理体制を構築しております。

◎樋口 敦 議員

・校内教育支援ルーム(SSR)について

●昨年の利用人数の比較と学校間の利用状況の違いについて伺います。

○学校教育部長 12月時点におけるスペシャルサポートルームの利用人数につきましては、昨年度は小学校44人、中学校63人、計107人、今年度は小学校95人、中学校89人、計184人でございます。

スペシャルサポートルームは全ての学校で活用されておりますが、その利用状況につきましては、個々の児童生徒の状況や支援員であるサポートルームティーチャー、教職員の体制等によって異なります。

利用日数につきましては、サポートルームティーチャーの配置されている週1日または週2日のみの場合もあれば、それ以上の日数を利用している事例もございます。

また、利用時間につきましては、午前または午後のみ1から3時間ほど利用するほか、終日利用するケースや、気持ちの切り替えのために一時的に学級から離れ、数十分という短い時間利用するケースもございます。

●利用について、どのような傾向があるか伺います。

○学校教育部長 スペシャルサポートルームの利用における傾向といたしましては、不登校を含めた欠席30日以上の子童生徒数の多い学校では、利用人数が比較的多い傾向がございます。

また、小中学校ともに、学年が上がるにつれて利用人数は増加しており、小学校では

4年生から、中学校では2年生から増加が顕著に表れる傾向がございます。

●1人当たりの利用時間や利用日数はどのように把握しているのか。

○学校教育部長 スペシャルサポートルームを利用している児童生徒の利用時間や利用日数につきましては、毎月提出される各学校におけるスペシャルサポートルーム利用状況報告をもとに把握しております。

●効果について、どのような指標で測定しているのか。

○学校教育部長 効果につきましては、利用者のうち昨年度と今年度における欠席日数との比較や、全体の不登校児童生徒数などにより効果を測定しております。

●数値以外に、教員や支援員からのヒアリングなど、定性的な評価はどのように行っているのか。

○学校教育部長 教育委員会では、教育センター職員が各学校を訪問し、管理職やさわやか相談室相談員からスペシャルサポートルームの活用状況について聴き取りを行ったり、不登校対策コーディネーターやさわやか相談室相談員、サポートルームティーチャーを対象とした研修会の中で、支援状況について把握したりしております。

●成果や事業の評価について教えてください。

○学校教育部長 成果といたしましては、スペシャルサポートルームを利用することで、昨年度の殆どが欠席であった児童生徒が登校できるようになったり、欠席日数が大きく減少したりした事例や、教室に復帰して生活や学習ができるようになった事例などがございます。また、児童生徒が一時的に学級を離れ、気持ちを落ち着かせることに役立ったという事例もございます。

事業の評価といたしましては、学校に登校することが難しかったり、学校生活に困難さを感じ1日過ごすことができずに欠席が長期化してしまったりする状況や、学校生活の中で気持ちの切り替えが必要な状況にある児童生徒のニーズを満たす成果が得られたものと認識しております。

●学校ごとに利用状況や運用方法に差があると思うが、その要因をどのように分析しているのか。

○学校教育部長 各学校では、スペシャルサポートルームを利用する児童生徒に対して、個々の実態に応じた支援をおこなっていることから、利用状況は様々であると認識しております。

また、現在サポートルームティーチャーが週1日または週2日配置されて支援をおこなっておりますが、そのほかの日につきましては、各学校の実態や児童生徒の状況に応じて、教員及び養護教諭、管理職などが工夫して分担しながら支援をおこなっていることから、運用方法などに違いがみられると考えております。

●運用について、市として一定の指針を示しているのか、それとも学校裁量に委ねているのか。

○学校教育部長 教育委員会では、運用についての具体的な指針について示してはおりませんが、教職員を対象とした研修会において、各学校が実態に合わせた運用をできるように、スペシャルサポートルームの活用状況について情報共有を図っております。

また、今年度配置したサポートルームティーチャーの重点業務について各学校に周知し、スペシャルサポートルームの効果的な活用を進めているところでございます。

●利用しても改善が見られないケースについて、どのように対応しているのか。

○学校教育部長 各学校では、スペシャルサポートルームを利用して登校していた児童生徒が、登校が難しくなった場合には、家庭訪問や教育相談を継続するとともに、支援体制の見直しを行い、状況に応じては教育センターや学校適応指導教室等関係機関、スクールソーシャルワーカーを紹介するなどして支援しております。

●不登校状態にある児童生徒のうち、SSRの利用を希望しないケースについて、どのような支援につなげているのか。

○学校教育部長 各学校では、上尾市不登校対策基本方針に基づき、担任、養護教諭、不登校対策コーディネーター、教育相談主任、スクールカウンセラー、さわやか相談室相談員などが、児童生徒一人一人の状況に応じた相談や学習支援などの支援体制を組織的に構築しております。

●支援員に求められる専門性についての考えは、また研修体制は。

○学校教育部長 サポートルームティーチャーの重点業務として、各校長の指示のもとスペシャルサポートルームを効果的に運営し、長期欠席や不登校傾向の児童生徒の社会的自立に向けた支援を行うことから、募集要項には学校教育に理解があり、不登校及び長期欠席児童生徒、その保護者の教育相談等に応じることができる知識や経験がある方と定めているところでございます。

なお、支援員としての資質向上を図る研修体制といたしましては、研修会を年4回実施し、不登校に関する基本的な考え方や段階に応じた支援策についての講義や演習、活用例の共有などを行うほか、さわやか相談室相談員との合同研修会も予定しております。

●支援員と担任、学年、管理職との役割分担や情報共有はどのように行われているのか。

○学校教育部長 サポートルームティーチャーは、勤務日に支援した児童生徒の様子や支援内容、保護者との関わり等について記載するスペシャルサポートルーム利用記録簿を作成し、管理職や担任、学年職員と情報共有をしております。

また、管理職や担任、学年職員は、教育相談に関する会議や休み時間、空き時間などを利用して、直接サポートルームティーチャーと情報共有をおこなっております。

●支援員の人数が来年度増えることにより、期待している効果は。

○学校教育部長 期待している効果といたしましては、利用する児童生徒がサポートルームティーチャーと短期間で人間関係を構築し、安心してスペシャルサポートルームで生活できることがございます。

また、定期的かつ継続的に児童生徒が登校できたり、教職員とサポートルームティーチャーとが情報共有の時間を確保できたりすることなどもございます。

●利用にあたり、保護者への周知はどのように行われているのか。

○学校教育部長 各学校において、児童生徒の実態に応じた支援のための選択肢として、個別に周知するとともに、学校だよりや教育委員会作成の不登校児童生徒の教育・相談機関の情報提示リーフレットを利用して広く周知しております。

●今後の改善点や市の方針は。

○学校教育部長 スペシャルサポートルームにつきましては、不登校児童生徒にとって生活や学習などに対する意欲を回復させる居場所として、また、全ての児童生徒にとって不登校の未然防止に資する場所として、大きな役割を果たすものと捉えております。

今後も、スペシャルサポートルームの効果的な活用と、安定した支援体制の充実に努めてまいります。

・スポーツ環境について

●市内公共スポーツ施設の稼働状況について、施設ごとの利用率は

○教育総務部長 市内公共スポーツ施設の利用率について、施設名、平日の利用率、土日祝日の利用率の順でお答えいたします。

上尾市民体育館は、平日・土日祝日ともに、ほぼ100%、ライフコミュニケーション上尾サッカーグラウンドは、平日約40%、土日祝日約95%、平方野球場は、平日約15%、土日祝日約90%、平方スポーツ広場は、平日約30%、土日祝日約90% UDトラックス上尾スタジアムは、平日約77%、土日祝日約98%、上平公園テニスコートは、平日約64%、土日祝日約85%でございます。

●稼働率が低い曜日や時間帯について、要因分析や対策は

○教育総務部長 屋外スポーツ施設の平日の利用率が低い要因といたしましては、野球やサッカーなど、競技の性質上、団体利用が中心となるため、平日の利用は限定的になるものと分析しております。

今後の対策として、特に稼働率が低い施設につきましては、施設情報の周知に努めるなど、施設の認知度を高める取組を進めるとともに、指定管理施設につきましては、指定管理者と連携し、稼働率の向上に努めてまいります。

●空き時間の活用について、どのように対策をしているか

○教育総務部長 市民体育館を例といたしますが、指定管理者の自主事業により、スポーツ教室等を開催するほか、アリーナや柔道場・剣道場など、予約のない時間帯において施設を開放し、多くの市民が気軽にスポーツを親しめるように配慮しているところでございます。

●予約方法について、キャンセル待ちやオンライン決済などを導入することに対する見解は

○教育総務部長 上尾市公共施設予約システムは、スポーツ施設に限定したシステムではなく、市内全ての公共施設を予約ができるシステムであることから、使用料等の電子決済やキャンセル待ちに対応した仕組みを導入するには、施設ごとの運営体制の調整など、課題があると認識しております。

今後につきましては、利用者の皆様の利便性の向上に繋がるよう、関係部署と連携し、先進事例などの調査・研究に努めてまいります。

●学校施設開放について、現在の状況は(校数、団体数等)

○教育総務部長 学校施設開放の状況でございますが、市内全ての学校において施設開放しており、令和8年2月現在、386団体が利用登録をしております。

●中学校施設開放について、休日部活動がなくなることでの対応はどうなっているか。

○学校教育部長 これまで学校部活動が使用していた中学校の施設につきましては、原則として、AGEO地域クラブが活動を行う際に使用することとしております。

なお、AGEO地域クラブが活動を行わない日や時間帯の一般団体に対する貸し出しの可能性につきましては、関係課と検討してまいりたいと考えております。

●放課後や長期休業中に、小学校の体育館を開放し、エアコンの効いた施設で、子供たちが運動できるようにすることは有効な施策だと思うが、それについて見解は。

○学校教育部長 放課後や長期休業中における小学校の体育館の開放につきましては、学校長がその可否を判断するものとなりますが、今後、小学校施設の開放の可能性につきまして、調査研究してまいります。

●年代毎のスポーツ実施状況は

○教育総務部長 現在進めている「第3期上尾市スポーツ推進計画」の策定に向けて、令和7年7月から8月にかけて実施した市民アンケートでは、「週に1日以上、運動やスポーツをする人」の割合は、全年代の平均が54.3%、20歳以上の年代で最も割合が高い年代は70歳代で69.2%、一方、「スポーツをする人」の割合が低い年代は、30歳代が35.9%、40歳代が41.7%、でございます。

●生涯スポーツの推進にあたり、運動習慣者の割合など数値目標は、また目標に対する進捗は

○教育総務部長 上尾市スポーツ推進計画の数値目標として、「週に1日以上スポーツを行う18歳以上の市民の割合」を掲げており、令和7年度時点の割合は、54.3%となっております。

現在策定を進めている「第3期上尾市スポーツ推進計画」では、計画期間が満了する令和12年度の数値目標として、65%以上を掲げており、基本目標に紐づく各施策を、より丁寧に継続し、進捗状況を管理しながら、目標達成を目指してまいります。

●生涯スポーツの推進に向けて、数値目標65%以上を達成するための具体的な取組内容は

○教育総務部長 本市では、令和4年4月の「上尾市スポーツ健康都市宣言」を契機に、「あげおdeからだ元気フェスタ」や「スポ健Day」といった誰もが気軽にスポーツに親しめる機会を創出しており、今後も日常的に身体を動かす楽しさを知ってもらう機会を継続していくことで、生涯スポーツの推進に取り組んでまいります。

●子供の体力について、本市の状況(埼玉県や全国との比較)や課題は。

○学校教育部長 今年度の埼玉県新体力テストの結果を見ますと、本市の体力の状況は、埼玉県との比較において、小・中学校ともに、ほぼすべての種目で、県平均値を下回る結果となっております。また、全国との比較においては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を見ますと、全国平均値を上回る結果となっております。

なお、総合的に体力向上を図らなければならない状況でございますが、併せて、運動をする子としない子の二極化が進んでいること等も課題となっており、こちらについても改善を図る必要があると認識しております。

●子供の体力向上に向けた施策について伺う。

○学校教育部長 児童生徒の体力向上に向けた施策につきましては、各学校において、新体力テストの結果を丁寧に分析し、課題を明らかにした上で、体育授業の充実を核とした取組を進めております。

また小学校におきましては、児童が目標をもって運動に親しむきっかけとなるよう、6年生を対象とした陸上競技大会を毎年開催しております。

なお、教育委員会では、運動量を確保した魅力ある授業を展開し、運動好きな児童生徒を育みつつ、体力向上も図れる体育授業が全校で実施できるよう、積極的に研究しているところでございます。

●地域のスポーツ団体やクラブとの連携は

○教育総務部長 市スポーツ協会に加盟する各種スポーツ団体などは、競技大会やレクリエーション大会の開催を通じて、市民のスポーツ・レクリエーションの普及振興とスポーツ活動の推進に向けて取組むほか、シティハーフマラソンや市民駅伝の競技役員として安全な運営にも協力をいただいております。

また、市スポーツ推進委員連絡協議会に所属する委員は、本市のスポーツ施策の中心的な担い手として、主体的かつ積極的に活動しているほか、スポーツ大会への協力、ニュースポーツやユニバーサルスポーツなどの体験会の開催、健康指導など、幅広い市民を対象とした生涯スポーツの推進に取り組んでいただいております。

●スポーツ施策全体として成果を測る指標は、また進捗や達成状況は

○教育総務部長 上尾市スポーツ推進計画では、基本目標に基づき、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを要素とした4つの数値目標を定めております。

この数値目標につきましては、市スポーツ推進審議会による事業評価のほか、各事業の成果や課題、今後の方向性を整理し、学識経験者による第三者評価を行う「教育委員会の事務に関する点検評価」を通して、成果の把握に努めております。

引き続き、評価結果を検証し、翌年度に実効性の高い事業として反映できるよう、丁寧な進捗管理に取り組んでまいります。

●施設、教育、健康施策を横断したスポーツ施策について、今後の方針は

○教育総務部長 上尾市スポーツ推進計画では、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった多様な関わり方を通じて、将来的な市民の健康増進や地域の活性化につなげていくことが大切であるとしております。

また、このような様々な形によるスポーツへの参画は、年代や障がいの有無などに関わらず、市民の皆様が互いに尊重し、助け合うことにも繋がると考えております。

引き続き、上尾市スポーツ推進計画のもと、体力向上や健康づくりの取組、公共スポーツ施設の効果的な活用を進め、子どもから高齢者まで誰もが日常的にスポーツに親しめる環境づくりに努めてまいります。

〔令和8年3月12日(木曜日)〕

◎井上 茂 議員

・水上公園について

●さいたま水上公園跡地の整備計画の現状について

○教育総務部長 さいたま水上公園跡地の整備計画につきましては、埼玉県がスポーツ科学拠点施設整備事業を進めておりますが、令和6年度に、Park-PFI方式により実施した事業者公募が不調に終わったことを受け、事業範囲や整備手法の抜本的な見直しを行うことを示しております。

具体的には、多様なスポーツの競技力向上や県民のスポーツ実施率の向上、健康づくりなどを目的とした競技力向上施設等の整備と、上尾運動公園の再編整備を切り分けて検討しております。

今年度は、5月から12月までの間に実施したサウンディング調査の結果を踏まえ、競技力向上施設等に関する部分の基本計画の改定を行い、他方、上尾運動公園の再編整備につきましては、基本計画の検討が進められている状況でございます。

●水上公園跡地の整備は、競技力向上施設等の整備と、西側の公園を併せた上尾運動公園全体の再編整備に切り分けて検討するという理解でよいか。

○教育総務部長 先ほど、ご答弁したとおり、スポーツ科学拠点施設のうち、競技力向上施設等の整備は県が整備し、上尾運動公園全体の整備は、事業者の意見を聞きながら、整備に向けた資料づくりを進めている状況でございます。

●競技力向上施設等の整備について

○教育総務部長 埼玉県が公表している「スポーツ科学拠点施設 整備事業」の基本計画(案)によりますと、競技力向上施設等につきまして、令和8年度は発注に向けた選定基準を決定し、令和9年度に公募を行い、令和10年度以降、基本設計に着手していく事業スケジュールでございます。

●上尾運動公園の再編整備について

○教育総務部長 埼玉県は、上尾運動公園の再編整備につきまして、本年1月から5月までの間、再編整備に関心のある民間事業者から、より具体的な事業提案の募集を行っております。

今回の提案募集は、正式な事業公募ではなく、埼玉県が今後、再編整備の詳細を検討するための基礎資料であることから、現時点では、具体的な整備内容は未定であり、公

表されておられません。

また、本市といたしましては、上尾運動公園の再編整備が、市民にとってスポーツの推進と憩いの場の双方の機能を備えた施設となるよう、以前より要望していた屋内25メートルプールやランニングコース・ランニングステーション、アーバンスポーツ施設の整備、樹林地を活かしたアクティビティの整備のほか、樹林地につきましては、緑地率の低下に繋がらないような保全に努めていただくよう、埼玉県へ要望しているところでございます。

●答弁以上に知っていることはあるのか。市はどのように情報を把握し、要望をしているのか。

○教育総務部長 上尾運動公園の再編整備を含めたスポーツ科学拠点施設整備に関する情報は、埼玉県のホームページにおいて公表されております。

本市においては、公表された検討内容やこれまでの経過を踏まえ、必要に応じて県に確認を行っておりますが、現時点では、公表されている内容以上の情報は把握しておりません。

今後につきましても、県の検討状況を注視するとともに、地域ニーズを踏まえながら、適時、意見を申し入れてまいりたいと考えております。

●さいたま水上公園と上尾運動公園陸上競技場を結ぶ連絡橋の整備について

○教育総務部長 現時点におきましては、連絡橋の具体的な整備方針や整備時期等について、正式に公表された内容はありませんが、上尾運動公園内の動線確保や回遊性の向上につながる連絡橋の整備は必要であると認識しておりますことから、引き続き、県の動向に注視してまいります。

●さいたま水上公園跡地整備後の周辺の渋滞問題について

○教育総務部長 周辺道路の渋滞対策につきましては、周辺住民の安全と交通環境への配慮から十分な対応が必要であると認識しております。

今後、公園整備計画の進捗状況を確認しながら、その対策につきましては、道路所管部署と連携し、協議・調整してまいります。

◎矢口 豊人 議員

・子育て・教育施策について

●放課後子ども教室について、対応可能性(空き教室など)があった11校はどこか。開設学区の選定にあたり学童需給のバランスなどは考慮したか。全校設置に向け、今後はどのように進めていく方針か。

○教育総務部長 令和7年度に市内小学校に対して実施したアンケート調査の結果において、「学校施設の利用が可能」と回答があった学校は、富士見小学校、東小学校、東町小学校、原市小学校、原市南小学校、尾山台小学校、大石南小学校、大石北小学校、上平小学校、芝川小学校、鴨川小学校の11校でございました。

学童保育所が日曜日以外の毎日開所しているのに対して、放課後子ども教室はその担い手不足の影響から、現在は週1回の開催に留まっている状況であり、学童保育所の需要に見合う供給体制になるには、時間を要するものと考えております。

なお、一部地域における学童保育所不足への対応として、学校施設利用について、子ども未来部から相談があり、特に上平小学校、瓦葺小学校において、時間を区切った利用、いわゆるタイムシェアでの活用について相談がございました。

教育委員会といたしましても、学童施設整備につきましては、上尾市としての課題と捉えており、上平小学校、瓦葺小学校それぞれの校長と直接相談し、理解を求めたところでございます。

結果として、先ほど、こども未来部長の答弁にもありましたとおり、両校においてタイムシェアが可能となったものでございます。

一方、この度の放課後子供教室の拡充に当たりましては、これまでの2か所の公民館における実施では、公平性に欠けることから、実施可能と回答を得た11校の中から、地域バランスも考慮した上で、富士見小学校と芝川小学校を選定したところでございます。

今後は、市内すべての小学校施設で実施できるよう拡充に努めてまいります。実施可能な学校施設の状況や担い手の確保など課題もあることから、これらの課題整理を進めながら、全校実施に向け、学校や地域の方々との連携・調整に努めてまいります。

◎轟 信一 議員

・道路の渋滞緩和と安全対策を

●通学路のグリーンベルトの整備状況について

○学校教育部長 通学路のグリーンベルトの整備につきましては、学校などから要望を受け、要望箇所を利用する児童生徒数や、車等の通行量などを現地調査の上、優先度の高いものから、着手しているところでございます。

また整備状況といたしましては、令和7年度は大谷地区で設置し、令和8年度は瓦葺地区での設置を予定しております。

〔令和8年3月16日(月曜日)〕

◎平田 通子 議員

・令和8年度予算について

●国において、小学校給食については令和8年度から対応することだが、国における中学校の給食費の動向は

○学校教育部長 小学校給食費については、令和8年度から、国において、子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、給食費の無償化に向け、新たに「給食費負担軽減交付金」を創設し、交付することとしております。

中学校給食費については、小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討することとしていると承知しております。

●図書館仮本館は、快適な公共空間として期待されるが、広さ、機能など、どのようになるのか。また、負担金約9億円の積算を伺う。

○教育総務部長 図書館仮本館は、事務室や閉架書庫を含め約1,460平方メートルの施設となる予定でございます。

供用部は、多くの方々が気軽に立ち寄ることができるよう、開放的な空間とし、学習席やグループ学習室、授乳室など、市民ニーズの高い機能を適切に配置する予定でございます。

また、負担金の積算でございますが、敷金等初期費用として、約4,200万円、解体工事費として、約9,900万円、本体工事費等及び諸経費として、約7億5,600万円となっております。

・緊急避妊薬について

●主に中学校で、緊急避妊薬についてどのように伝えていくか。

- 学校教育部長 緊急避妊薬が本年2月より市販できるようになりましたが、それを受けた文部科学省からの通知などは、現在、発出されていない状況でございます。
- また、文部科学省は、生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないように、「生命の安全教育」を推進するとしていることから、上尾市教育委員会といたしましても、生徒が性に関する情報等を正しく選択して、適切に行動できるようになるために、発達段階に応じた指導に取り組んでいるところでございます。

●性被害を防ぐために、どんな教育(対策)をしていますか。

- 学校教育部長 性被害を防ぐための教育につきましては、先の「生命の安全教育」の一つとして、デートDV防止・若年層の性暴力・性犯罪防止の観点から、生徒が妊娠・避妊・性感染症などに対する正しい知識を産婦人科医や助産師から学ぶ学校出張講座を全中学校と小学校10校で実施しております。

・不登校といじめ対策について

●直近3年間と今年度の市内の小・中学校における不登校児童生徒数について

- 学校教育部長 直近3年間の不登校児童生徒数につきましては、令和4年度は、小学校126人、中学校が308人、令和5年度は、小学校123人、中学校332人、令和6年度は、小学校244人、中学校391人でございます。また、令和7年12月末現在につきましては、小学校209人、中学校293人でございます。

●スペシャルサポートルームなどを利用している人数は

- 学校教育部長 令和7年12月時点における、スペシャルサポートルームの利用人数は小学校が95人、中学校が89人の計184人でございます。

●スペシャルサポートルームを利用する児童生徒と担任とのかわりについて

- 学校教育部長 スペシャルサポートルームを利用する児童生徒に対して、学級担任は、サポートルームティーチャーと連携しつつ、登下校時や空き時間、休み時間などを利用してふれあいながら、継続的に支援することで、状況の改善を図っております。

●令和6年度の学校適応指導教室の利用人数を教えてください。また、適応指導教室分室はらいちサテライトの体制について

- 学校教育部長 令和6年度の学校適応指導教室の利用につきましては、小学生が19人、中学生が24人の計43人でございます。
- また、来年度設置予定の学校適応指導教室分室はらいちサテライトの体制といたしましては、指導員2名を配置し、一人一人の状況に応じた様々な活動や相談が行えるよう整備する予定でございます。

●いじめ認知の数は増えているのか

- 学校教育部長 いじめの認知件数につきましては、小学校では、令和4年度は715件、令和5年度は826件、令和6年度は708件で高止まりの傾向でございます。中学校では、令和4年度は140件、令和5年度は174件、令和6年度は211件となっており、増加の傾向でございます。

●重大事態となった事案は何件か。経過は。

- 学校教育部長 直近3年間でいじめ重大事態となった事案につきましては、16件でございます。そのうち、現在も対応中の案件は、4件でございます。

◎秋山 かほる 議員

・多文化共生社会のために

●上尾市では日本語指導が必要な児童生徒に対してどのような学習支援を行っているのか

○学校教育部長 本市におきましては、学校からの要請に基づいて日本語指導職員を派遣し、日本語力が十分でない児童生徒に学校生活や学習に必要な日本語を指導しております。

原則、個別対応で日本語力や学習進度に応じた指導をしております。

●上尾市でも日本語指導を必要とする児童生徒の数は増えているのでしょうか。また、日本語指導職員は現在何名派遣しているのでしょうか。

○学校教育部長 本市における日本語指導が必要な児童生徒数につきましては、各年度5月現在で、令和5年度が52名、令和6年度が64名、令和7年度が75名となっております。

日本語指導職員につきましては、現在20名を派遣しております。

●日本語指導を必要とする児童生徒の数は今後も増え続けると思われますが、このような体制で充実した日本語指導が持続可能なのでしょうか。

○学校教育部長 本市においても外国籍の子供が増えていることから、学校における日本語指導がさらに重要になると考えております。

子供たちが安心して、持続的に日本語指導を受けることができるようにするために、指導体制の充実が図れるよう取り組んでまいります。

◎大室 尚 議員

・循環型社会形成の推進について

●他市では、使用しなくなったプールの上に全面ソーラーパネルを設置して太陽光発電させているところが増えている。本市でも今後検討してもよいと考えるが？特に太平中の新体育館に室内温水プールの案が採用された場合は、屋根全面ソーラーパネルを設置して太陽光発電にて温水プールにするような協議はしているのか？設計コンサルまかせなのか

○教育総務部長 使用しない学校プールは、学校施設を更新する際の体育館や校舎等の建替え用地として想定しておりますが、当面の間、学校施設の更新等に着手しない学校に関しては、太陽光パネルの設置等について検討してまいりたいと考えております。

また、太平中学校体育館の改築に当たりましては、太陽光パネル等の設置を考えており、今後、実施設計を進める中で、効果的な活用を検討してまいります。

●(仮称)給食センターでの乾式バイオマス導入について、調査研究の選択肢の一つと考えてもよいのではないか

○学校教育部長 乾式バイオマスにつきましては、食品廃棄物の資源化や焼却による二酸化炭素排出削減に寄与する重要な技術であると認識しております。

また、学校給食センターへの導入事例は確認できておりませんが、給食生ごみでバイオガス発電することを目指す取り組みも出てきていることから、今後、学校給食センターに導入した場合の費用対効果を考慮しつつ、導入の可能性について、調査・研究してまいります。

●(仮称)給食センターに乾式バイオマスを導入する場合の課題は

○学校教育部長 給食センターに乾式バイオマスを導入する際の課題につきまして

は、初期投資費用が、付帯設備としては、高額になることがございます。

また、給食センターの調理日数は年間190日程度であることから、給食センターだけでは、稼働率が低くなってしまうことなども課題の1つであると考えております。

・公共施設の防災について

●今後の学校建替えも多数控えており災害拠点の避難所としても機能する設計にしてほしいと考えますが、部署が違う連携は取れるのでしょうか

- 教育総務部長 校舎等の更新に当たりましては、子供たちの学びにふさわしい環境を整えることは当然のことながら、避難所という観点も踏まえ、防災部署や避難所運営会議の関係者などからの意見を聴取し、現在、更新設計を進めているところでございます。

引き続き、防災部署等と連携を図りながら、指定避難所としての機能が有効に発揮できるよう、校舎等の更新を進めてまいります。

●富士見小体育館の空調設備は、なぜ都市ガスなのか

- 教育総務部長 富士見小学校の体育館の空調設備は、都市ガスを燃料とする「ガスエンジン・ヒートポンプエアコン」を設置しております。

この空調設備は、発電・蓄電の機能を装備しており、その蓄電した電気で機器を起動した後は、都市ガスを燃料とするため、災害時に停電が発生した際にも、都市ガスの供給が止まらない限り、空調を継続して運転することが可能となるものでございます。

また、エンジンの回転を利用して、発電、蓄電を行うため、避難所となる体育館の冷暖房を維持しながら、体育館内の一部コンセントへ電力を供給できるという大きなメリットもございます。

なお、この富士見小学校と同様の空調設備は、富士見小学校を含め、市内16の小・中学校の体育館に設置しているところでございます。

・地元懸案事項について(西中学校の建て替え計画)

●教員から「教室、ロッカーが狭い」、生徒からも「教室が狭い、机が小さい、教室以外で自習できるスペースが欲しい」など室内面積に対しての要望が多く見受けられるが、今後考慮されるのか

- 教育総務部長 学校施設の更新に当たりましては、教職員や児童生徒、学校運営協議会委員、避難所運営会議の関係者の方などからの意見を踏まえ進めておりますが、既に聴取したご意見には、室内面積に関するご要望も多く受けております。

今後の校舎等の更新の際には、可能な限り、要望に応えられるよう、対応してまいります。

●部活について「野球部やサッカー部の屋内練習場が欲しい」「雨が降っても次の日にはテニスができるような環境だったり、部室を広くしてほしい」と書かれているが、以前の質問で高床式体育館の事例を紹介したが、雨の日でも野球、サッカー、テニス練習ができ、夏のWBGT指数が高くて部活ができない暑い日でも体育館下であれば練習可能です。今後検討してもらいたいが

- 教育総務部長 体育館の改築に当たりましては、授業等の学校生活をはじめ、地域開放や災害時の避難施設としての使いやすさなどを考慮し、関係法令に基づき、検討を進めておりますが、西中学校が立地する地域は、都市計画において建築物の高さの制限が10mと定められております。

そのため、適用除外の規定はございますが、体育館の床を上げ、その下に運動場を設けることは、建築物の高さの観点からも難しいものと考えております。

一方で、グラウンドやテニスコートの水はけの問題など、技術的な改善が可能な部分につきましては、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、夏場の運動場所の確保等についても、他市事例等も踏まえ、検討してまいります。

●音楽室の防音室化の要望も多いが見通しは

○教育総務部長 音楽室につきましては、生徒の学習環境や近隣への影響に鑑み、適切な教室配置や必要な防音対策等を検討してまいります。